

大豊町共同企業体運用基準

1 一般基準

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体及び地域維持型建設共同企業体について、その基準を明確に定めるものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、構成員は少数とし、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

2 個別基準

(1) 特定建設工事共同企業体

①性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

②対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事費2億円以上または、町長が必要と判断する工事とする。

③構成員

(イ) 数

2ないし3社とする。

(ロ) 組合せ

最上位等級（高知県Aランク）のみ、あるいは最上位等級及び第二位・三位等級（高知県B・Cランク）に属する者の組合せとする。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。ただし、対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

- a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。（許可の更新が営業年数の判断目安）
- b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国

家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④出資比率

出資比率の最小限度基準は、2社の場合30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とする。

⑤代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。（上位等級の者）

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 経常建設共同企業体

①性格

優良な中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小・中堅建設企業の振興を図るものとする。

②対象工事の種類・規模

工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事費2億円以下または、町長が必要と判断する工事とする。

③構成員

(イ) 数

2ないし3社程度とする。

(ロ) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。（高知県ランク参照）

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。ただし、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。（許可の更新が営業年数の判断目安）

b) 当該工事と同種の工事について、元請けとして一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、2社の場合30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とする。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。（上位等級の者）

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

（３）地域維持型建設共同企業体

①性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体とする。

②対象工事の種類・規模

地域維持型建設共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

③構成員

（イ）数

地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする。

（ロ）組合せ

土木工事業（工事の実情に応じ、建築工事業も可とする。以下同じ。）の許可を有する者を少なくとも一社含む組合せとする。

（ハ）資格

構成員は少なくとも次の四要件を満たす者とする。ただし、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。（許可の更新が営業年数の判断目安）

b) 当該工事と同種の工事について、元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。

d) 地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して大豊町において定めるものとするが、事業実施量等も勘案し柔軟に設定することとする。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。